

奨学金返還支援制度規程

株式会社WITH

(目的)

第1条

この規程は、奨学金返還支援制度について定めたものである。

(奨学金返還支援制度)

第2条

奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を現に返還している従業員に対して、会社が返還額の全部又は一部を補助するために、奨学金返還支援手当（以下「手当」という。）として支給する制度のことをいう。

(支援制度の対象者)

第3条

支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 就業規則第1条から第46条に定める従業員であること。
- (2) 現に奨学金を返還している者であること。
- (3) 入社後、1年以内の者であること。
- (4) 第4条の書類を提出した者であること

(書類の提出)

第4条

- 1 支援制度の適用を受けようとする従業員は、奨学金等の借入総額、借入残高及び返還計画がわかる書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。
- 2 支援対象者は、毎年、会社が指定する日に奨学金等を返還していることを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない

(奨学金)

第5条

本規程に定める奨学金とは、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校の入学又は修学を支援するために貸与する奨学金をいう。

(奨学金返還支援額)

第6条

- 1 会社は、支援対象者の奨学金返還を支援するため、返還額の全部又は一部を手当として支給する。
- 2 手当の額は、月額最大10,000円とする。ただし、本人の奨学金返還月額を超えての支援は行わないものとする。
- 3 欠勤、休業、休職中などの勤務していない日、期間についても全額支援する。
- 4 手当は、毎月支払うものとする。

(支援期間等)

第7条

- 1 手当は、支援制度適用の申請のあった日の属する賃金計算期間に対応する月から支給を開始し、入社1年が経過する日の前日の属する賃金計算期間に対応する月まで支給する。
- 2 前項にかかわらず、支給期間の途中で奨学金返還が終了した場合は、最終返還日の属する賃金計算期間に対応する月まで支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、奨学金の返還期間中に支援対象者が退職した場合は、退職日の属する賃金計算期間に対応する月を最終の支給月とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程を変更する場合は、事前に従業員に対し通知する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和5年12月1日から施行する。